

# 第1回 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 議事要旨

1. 日 時 平成27年10月30日（金）10:30～12:00

2. 場 所 尚友会館1階 会議室

## 3. 議題

- (1) 開会
- (2) 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の運営について
- (3) 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の進め方について
- (4) 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備の検討の方向性について
- (5) 意見交換
- (6) 閉会

## 4. 配布資料

- 【資料1-1】 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の開催について
- 【資料1-2】 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の運営について
- 【資料1-3】 第1回 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会 名簿
- 【資料 2】 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備検討会の進め方について
- 【資料 3】 情報通信技術（IT）の利活用に関する制度整備の検討の方向性について
- 【参考資料1】 新戦略推進専門調査会分科会について

## 5. 出席者

- (構成員) 安念主査、根本構成員、原構成員、松岡構成員、森構成員、矢作構成員  
(関係省庁) 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課 長田課長、  
国土交通省観光庁観光産業課 西海課長、  
総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課 小笠原課長、  
経済産業省商務情報政策局情報経済課 佐野課長、  
内閣官房健康・医療戦略室 藤本次長  
(事務局) 遠藤政府CIO、向井副政府CIO、神成副政府CIO、  
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室

○犬童参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回「情報通信技術(IT)の利活用に関する制度整備検討会」を開催いたします。

本検討会の事務局を務めます内閣官房IT総合戦略室の犬童でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、御多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日、構成員の中で中島構成員、松本構成員におかれましては、欠席との御連絡をいただいております。

それから、本検討会の主査でございますけれども、新戦略推進専門調査会、IT本部のもとにあります、規制制度改革分科会の座長のほうから、安念先生に主査就任の御依頼があり、お引き受けいただいております。

それでは、開会に当たりまして、安念先生から御挨拶をいただきまして、以降の議事進行を安念主査にお願いさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○安念主査 皆さん、おはようございます。今、御紹介いただきました、中央大学の安念と申します。

私は、以前から規制改革会議という内閣府の会議の委員をしておりまして、その中の地域活性化ワーキンググループの座長を務めております。その中で、様々な空きキャパシティーがより増加しており、例えば学校が要らなくなる。道路がそんなに要らなくなる。公園も、それから、もちろん民家、住宅の類いも、だんだんと空き家とか空き地が出てくるので、そういう空きキャパシティーをできるだけ利用して、地域に多少の雇用を生むようにできないかという規制改革をやっていたものですから、私の頭の中では、最近はやりの言葉を使えば、民泊と廃校の再利用などというのは、実はそういう意味でつながっております。

この研究会は、また全然違う横串の刺し方で発想しておられると思うのですが、似たところはあるなと思いました。特に民泊は、御存じの方も多いかと思いますが、安倍総理が大変御熱心でございまして、ちょっと我々としても引っ込みのつかなくなったところがございますので、規制改革会議とこの検討会とよく連携を保ちながら、よい成果が生まれるようにさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の資料の御確認からお願いいたします。

○犬童参事官 (資料確認)

○安念主査 それでは、議事(2)当制度整備検討会の運営につきまして、事務局から資料1-1、1-2、1-3の御説明をお願いいたします。

○犬童参事官 (資料1-1、1-2、1-3について説明)

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、当検討会の運営について、今、御説明をいただいたような方針で行って行ってよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○安念主査 ありがとうございます。

またおいおい進めていくうちに、こうしたほうがいいのではないかという御提案も出てくるかもしれませんので、そのときはまた御意見を賜りたいと存じます。

それでは、資料1-2については、一応、私の名前ということで決定することになっておりますが、こういうことで決定をさせていただきます。

続いて、議事(3) 情報通信技術の利活用に関する制度整備検討会の進め方について、事務局から資料2の御説明をいただきます。

○犬童参事官 (資料2について説明)

○安念主査 ありがとうございます。

ディスカッションはまた後でということにいたしまして、事務局からひとあたり資料の御説明をいただきたいと思います。

では、続いて、資料3の御説明をいただけますか。

○犬童参事官 (資料3について説明)

○安念主査 ありがとうございます。

それでは、議事(5) 意見交換を行いたいと思いますが、資料2の当検討会の進め方について、それから資料3の検討の方向性について、御意見を承ればと存じます。

それで、最初に私が犬童さんに伺いたいものだけでも、当検討会のミッションの範囲ですが、そう厳重にここからここまでと決める必要はないのだろうと思うけれども、今、伺ったお話だと、一つは、情報をいわば集積する代理機関の話と、もう一つは、シェアリングエコノミー対応という2つの柱があったように思うのです。当検討会では、その2つを2つながら柱として議論をするのか、それともどちらかに力点があるのか、それはおいおい議論が深まったところで、両方ともやるとか、あるいはどちらかに注力しようとかいうふうに進んでいくのか、犬童さん御自身としてはどういう見通しなのですか。

○犬童参事官 一応、再興戦略にありますように、代理機関とシェアリングエコノミーについては最優先課題だと思っていますので、当面、第1期としては、その2つのテーマを

中心に御議論いただきまして、ヒアリング等々を踏まえながら、整理をしたいと考えています。整理できたものから中間報告なり、その後の報告なりということで結論を出していければと思っています。

○安念主査 どちらかを優先するという事はない。少なくとも現段階ではないということですね。わかりました。ありがとうございます。それははっきりしました。

それでは、どうぞ御自由に、どなたからでも結構でございます。きょうは初回ですので、最初に御発言いただくときには簡単に自己紹介をしていただいでからだによろしいかと思っておりますので、どなたからでもどうぞ。では、松岡さん。

○松岡構成員 日本消費者協会の松岡と申します。よろしくお願いたします。

シェアリングエコノミーという言葉自体では、ちょっとどういうことかなと思ったのですが、このような業法の問題点というのを考えると、私も何件か経験があります。実は厚生労働省の委員をしておりましたとき、旅行業法の問題が出まして、特区としてグリーンツーリズムだとか、それから、昔の町並みの保存をしながら生かしたいというようなところから提案があったのがうまくいかなかった経験があります。それは、グリーンツーリズムだったら農家に宿泊しながら家族で農業体験をして、子供に農業をしてもらうようなことをしたい、そういうまちづくりをしたいという御希望があったのですが、やはりなかなか難しかったですね。古民家を利用して宿泊ができれば、昔の生活とかもわかるのでというのも、うまくいきませんでした。

それは、ここにも書かれていますが、客室の面積だとか、それから、一番私はくだらないなと思っていたのは、受付、要するにフロントがないということですね。古民家をそのように改装するという事は、やはりちょっと問題があるわけですし、確かに安全性とかいろいろおっしゃられると、だんだん心配にはなってくるのですけれどもね。防犯上だとか、泊まっている人たちの安全性の問題などは随分言われましたので、だんだん心配にはなるのですけれども、何もそんな大人数で来るわけではないわけだから、家族が農家に泊まりに来る際にフロントが要るかということについて、何とかできるのではないかなという感じが強くしたのですが、やはりそのときはだめでしたね。そういう経験がありますので、いい方法を考えていただきたいなと思います。

○安念主査 ありがとうございます。

どうぞ。

○長田課長 厚生労働省生活衛生課長でございます。

(松岡構成員の御発言について) ちょっと誤解があるようですので、説明をさせていただければと思いますけれども、グリーンツーリズムの関係の、いわゆる農家民宿につきま

しては面積基準を緩和、撤廃しておりますし、また、古民家につきましては、その雰囲気を残すということで、受付的な機能は持っていただく必要がありますけれども、フロントそのものを、例えば改装して設置してもらうということはしなくていいという規制緩和措置を既に講じておりますので、その点はお含みおきいただければと思います。

○松岡構成員 済みません、古い情報でした。

○安念主査 厚労省さんにも随分御努力をいただいたのだけれども、これは消防法とか、それから都市計画法、建基法上の規制が絡まっていますから、1つを抜いてもなかなかうまくはまいりませんね。

松岡さんのにはどうですか、例えば今度の大田区の外国人だけ7日から10日というのと、今までとは少し趣が違うなど感じられていますか。あれは特区ですけれども。

○松岡構成員 何かそれをいろいろ考えれば発想の転換のような気がするのですね。

○安念主査 ありがとうございます。この先もどうぞ御意見を出してください。

ほかの方はいかがですか。医療系の方は、どちらかといえば代理機関のほうに御関心がおありなのではないかなという気がするのですけれども、いかがなものでしょうか。

○矢作構成員 国立成育医療研究センターの矢作でございます。

そうしましたら、代理機関ということで振られましたけれども、実はシェアリングのことも1つ。私は小児科医でございまして、児童の話でいうと、例えば待機児童の保育ですとか、いろいろその問題があると思います。こういったことを考えたときに、保育もいろいろと規制緩和が進んでいます。でも、これはこれでまた問題があって、例えば都心ですと、本当に狭くて、こんなに広いところなんてなくて、このぐらいのスペースの中に30人とまでは言いませんが、20人ぐらいがすし詰め状態で入っていたりなどということが、ばれないようにされているようなことがある一方で、こちらにも書いてあったのですけれども、御高齢で、もう子供が巣立った後でも、子供が好きだということから、面倒を見たくて、御自宅が結構大きくてなどという方が、大田区ですとか目黒区には結構おられるのですね。そういった方が、もうちょっと緩く預かれるような。まさに彼らのような方々は、逆にITに余り詳しくないのです。ですから、そういう意味ではこういったものを活用して、より使えるような環境が整うと思います。例えば最近、ベンチャー支援だとかいろいろなことがありますけれども、そういったことを含めて、若手たちがもっと活躍できる場としての、まさにエコノミーあるいはソーシャルというものをどうやってシェアしていくかということの中で考えていくというのは、非常に重要なことなのではないかと思っております。

今度は代理機関の話に少し展開しますけれども、私のほうで、例えば五、六十の医療機関・医療施設のデータを集めて、副作用がどうやって起きてきているのかということ解析しようということをして今、実際に動き始めている環境を整えているのです。これをやるに当たっては、実は個人からの同意を得ているので、結果としては何とかいけるというようなところになってはいます。ただし、これは一方、いろいろなハードルがある中で、実は小児科だからこれができたのです。個人の同意という部分に関しては、これまで約16万件の方々のデータを見てきて、ほぼ100%皆さん同意してくれるのですね。これはやはり、ITリテラシーですとか、そういった環境になれているというところがあるのですね。一方で、私から見たおじいちゃま、おばあちゃまになられる方々に関しては、同意はしたいのだけれども、そういう副作用情報ですとか、医療・医学の発展のために提供してあげたいのだけれども、どこまでの情報がオープンにされてしまうのかという漠然とした恐怖感を常に持っていらっしやいます。

これは実は、実際にこれだけ五、六十のいろいろな医療機関ですとかと話をしますと、いろいろな自治体、行政官とも話をするので、二言目は個人情報、あるいは情報の漏えいから始まって、本来あるべき大義というものを忘れられてしまうことがあるのですね。これをやはり改めて、この場では少し、何のための議論なのかということを確認にした上で、当然、参加したくない方は参加しなくていいと思うのです。ただし、一方で参加したい方も大勢日本にはいらっしやいます。美しい心を持った方もいっぱいいらっしやいます。そういった方々とともに何か新しいものを始めるという考え方に立って、何でもかんでも怖いからだめではなくて、そういうことはやはりあってはならないのではないかと思います。例えば今、公園に行くと遊び道具がありませんね、それって本当に公園として機能しているのでしょうかというのももう一つのメッセージなのですけれども、要するに、情報と一くくり、ITと一くくりされるのですけれども、そこで扱われる情報はいろいろな種別があるのです。血糖値一つ見て、これだけで人の命に何か関与することがあるか、そんなことはないのです。遺伝子情報といった途端に突然、これが全ての個人情報、個人を特定するものだと言いますが、では、果たしてそこまでのデータが今とれる環境にあるのかといったところも、冷静に考えていくべきだと思うのです。

なので、何が申し上げたいかというと、代理機関にしても、こういったシェアリングエコノミーにしても、やはりあるべき論と、何ができて何ができなくてを明確にします。それから、情報、ITということを一くくりにするのではなくて、何の情報が危険で、仮にその危険が起きた場合に、情報漏えいによって害が起きた場合に、それをどう補償するのか。加えて、これからもう一つ多分この会議で考えないといけないのは、これまでそこしか考えていないのですね。恐らくこのシェアリングエコノミー、代理機関というものが非常に社会のインフラ的な機能になってきた場合に何が恐ろしいか。この仕組みが、その情報がこぼれていったときに、その脆弱性をつついて、そのインフラが壊れたときに全てがとまるということ、こちらのほうが実は大きな痛手になることが議論されていないことが非常

に多いのです。ここの部分をやはり忘れてはならないと思うのです。

ですので、私の個人的なきょうの検討会についての一つのポイントとしては、個人、個人、あるいは情報、情報というところに行くのはいいのですけれども、そこだけではなくて、こういった基盤ができ上がってしまった暁には、それがとまってしまったときにどうするかということも含めて考えておかないといけないのではないかと思います。

○安念主査 ありがとうございます。

システムの堅牢性というか頑健性については、確かに余り議論しないですね。つまり、まだ途上だからですね。金融業界なんかだと、もう幾重にもバックアップのシステムをつくって、1つがだめになっても、必ずバックアップで動くようになっていますけれども、それはしかし、コストの面も大きいですね。だから、考えなければいけない問題なのだが、現実的に考えなければいけないので、今のは重要な点を御指摘いただいたと思います。

森さん、どうぞ。

○森構成員 弁護士の森と申します。よろしく申し上げます。

代理機関につきましては、今、矢作先生からもお話がありましたが、美しい心を持った人が参加するということなのですからけれども、それはちょっと情報にもよるのかなと思っていまして、医療の場合はそういう側面は大きいわけですからけれども、もうちょっと違う、購買履歴みたいなことだと、それは美しい心を持った人でもやはり心配になるということでございます。これは別に、我が身だけがかわいいのかとかそういう話ではない、むしろそれは正当な御懸念というべきかと思いますが、そのことはおいおいお話をさせていただくとしまして、先にシェアリングエコノミーのほうで申し上げたいと思います。

安念先生から、空き部屋ができて、廃校ができてというお話がありました。私は全く別の法律の観点からいろいろなビジネスを見てまいりましたので、また違う見方を持っておりまして、実のところ、シェアリングエコノミーということはそんなに私どもにとっては新しいことではない。それは法制度的、法的には新しいことではないということです。

どういうことかと申しますと、シェアリングエコノミーというのは、マッチングプラットフォームと呼ばれるものの中の一類型です。マッチングプラットフォームというのは、まず初めに、一番外側にプラットフォームという考え方があります。プラットフォーム、プラットフォームというものが、ECないしITビジネスにはあるわけです。典型的にはモールですね。商店街です。楽天のようなものをイメージしていただければいいと思いますけれども、実際には店舗と消費者の間の物販、サービス提供ですけれども、その場を提供している人がいるわけですね。ICTの力で場を提供しています。場しか提供していないから責任もそれなりだという話になるわけで、そこが法的責任の問題になってくるわけですからけれども、物販の場合は、そもそもそういう無色透明の物販にそれほど規制があるわけではありません。では薬品を売ったらどうなるのだとか、そういうことになってくると、また

別のことになりますけれども、そういう重規制分野を避けて通れば、大きな規制はないわけです。

そういうプラットフォームの中にマッチングプラットフォームというものがあります。それは場の提供の仕方といいますか、場の機能が需給のマッチングであるということですね。需給をマッチングするプラットフォームで、かつC to Cというものもこれまでありました。典型的にはC to Cオークションですね。これは大成功したITビジネスだろうと思います。C to Cプラットフォームはそんなに規制が大きな問題になりませんでしたけれども、それはどうしてかといいますと、基本的には個人間のユーズドの物の売買というのは、そんなに規制の大きな分野ではないわけですね。せいぜい通信販売だから特商法とか、古物営業法とか、そういったことが問題になるぐらいです。

重規制分野のC to Cというのもありました。ソーシャルレンディングです。貸します、借ります、ですね。ただ、これは各事業社さんがいろいろな工夫をして、その規制を乗り越えてきたわけですが、これも余り大きな議論にならなかったのは、既存事業者の保護ということが余り問題になりませんでした。既存事業者が、これは困る、これは脅威であると考えなかったからです。既存事業者、世の中にある皆さんの遊休の個々人のお金を吸い上げて事業者に貸し付ける業務をしているプラットフォームは銀行です。およそソーシャルレンディングを脅威と感じるような人たちではなかったということです。

その中で、物とか空間を一緒に使いましょうというタイプのマッチングプラットフォームがシェアリングエコノミーではないかと思っています。車を使いましょう、学校を使いましょう、家を使いましょう。ですので、これまでになかった話ではありませんので、これまでのいろいろな検討を見ながら整理していけば、ややこしい結び目も、やがてほどこていけるのではないかと思っています。

以上です。

○安念主査 ありがとうございます。

最初だから何を言ってもいいと思って気楽に伺ってしまうのですけれども、例えばヤフオクとUber型、KitchHike型、あるいはAirbnb型は、確かにマッチングする機能があって、プラットフォームがいるという点では同じなのです。とはいえ、やはりシェアリングエコノミーという今風の言い方が使われているということは、例えばヤフオクのようなものとは違った問題があると、何となくみんな漠然と思っているということですね。それは、例えばどういうことなのでしょうね。

○森構成員 それもちよっと、私がこうだと申し上げられるわけではないのですけれども、やはり基本的には消費者保護の方法が大分違うということだと思いますね。ヤフオクだと写真をアップすることができますし、商品説明も書けますし、逆に言うと、買ったほうからは、商品説明と違うじゃないかと、その証拠が残っているわけですね。ということで、



それなりに何とかできて、ただ、そうは言いながら、その中でノークレーム・ノーリターンでお願いしますとかということになって、ちょこちょこ紛争になったりもいたしましたし、問題自体がなかったわけではない。でも、何を売なのか、何を買うのかということがそれなりにきちんとわかって、そんなにリスクが発生しないからよかったわけですが、これが民泊である、無許可のタクシーであるということになると、これはやはり安全性の問題みたいなことが出てきて、さらにまた、利用する前に十分な情報提供を受けることができるのかと。そのことの裏腹が、ポンチ絵で言うところの1番の業法の規制ですね。ここが重規制分野になっているところをどう取り除いて、どう消費者の保護を図っていけばいいのかということが、今度は大きな問題になるわけです。

○安念主査 そうですね。考えてみれば、物販そのものには業法とか規制法というのはなかったわけですね。それはネットの世界になっても同じで、それがネットの世界にシフトしたような問題が出てくるということなのでしょうね。つまり、エンドユーザーの負わなければならないリスクが、普通の物販とは大分違うということでしょうね。

○森構成員 それはそうだと思います。

○安念主査 どうもありがとうございました。  
どうぞ。

○西海課長 観光庁観光産業課の西海と申します。

今、民泊の話が出たのですが、私は観光庁の前は住宅局にいて、マンション政策室長とかで規制する側にもいたので、両方の観点から申し上げたいと思いますが、まず観光の観点から申し上げれば、確かに、例えば田舎で、最近少し始まっているのですけれども、普通のホテルに泊まるというだけではなくて、農家民宿とか何かで体験型というのは、むしろ新しい旅行商品であって、外国の方を呼ぶのに一つの魅力になるのではないかという、そういういい面は幾らでも挙げればあるのではないかと思っています。

一方で、今、民泊の問題が恐らく一番発生しているのは区分所有マンションではないかと思っております。ここがちょっと難しいのは、C to Cでやった後、例えば水を漏らしました、出火をしましたとなると、そのお部屋の人も被害を受けるわけですが、それ以外に実は第三者にもわたるのですね。その第三者が損害賠償を訴えたときに、補償できたとしても、膨大な額を言っても実際に補償する仕組みが何もないということで、例えば区分所有みたいな周りの方もいらっしゃる場合になると、周りの方の理解だけではなくて、周りの方に損害を与える場合もあって、その場合の補償の制度が何もないというのは、問題になってしまうのかなというのがあります。

もう一つ、実はマンションは、確かにあいているところは中古であって、これはぜひ中

古の流通を活用しなければいけないと思います。その中で、おっしゃるように、こういった活用の仕方は非常に有効だと思うのですが、例えばそのマンションを再生するのに当たって2つの道があって、1つは、できればちょっと改装して若い世代にも入っていただいて、管理費とか修繕積立金の足りない分を回復して、それでマンションをちゃんと管理、再生できるようにしていくというやり方と、もう一つは、それでもなかなか人が埋まらないので、今度は旅行者に貸して、その収入によって財政を回復して、マンションの維持管理、定期修繕をやっていくという2つの道があるのです。

前者は多分そんなに、従来の人が新しく入ってくるだけですけれども、後者の場合は先ほど言った第三者に影響が及ぶかもしれない、よく知らない人がしょっちゅう借りるということになって、それについて、区分所有マンションの場合には、法律上は集会の決議といえますけれども、これが一応管理規約という形になってあらわれて、たとえ反対者であっても、集会の議決で過半数とれてしまえば従わなければいけないという効力がきくことになりますので、それで今度は周囲の理解も要ということになります。

したがって、まとめていくと、結局、周りの人もいて、周りの理解とか決議とか何かの形で必要になった場合には、実はそういう周りの人の理解とか何かが必要に加えて、実際、周りの人に損害を与える可能性もあります。そういうことも含めて、C to Cだと貸す人と借りる側だけ考えていればよかったのですが、マンションみたいに難しい人数になってくると、もうちょっと問題が複雑になってくるといえることになります。

○安念主査 どうぞ。

○矢作構成員 たまたまなのではございますけれども、私もマンションをもともと地権者で持っているところがあって、管理組合の理事をやっていたこともあって、その話を実際に出したのです。つまり、最近では共有部が結構ふえていまして、例えば中国人系が平気でそこを我が物のように使っていてなどということが、これはもう既にニュースにも出ていますけれども、結構本当に起きているのです。ただし、これは管理組合で決めればいだけなのです。これはちゃんとルールを決めればよくて、一方で、何か問題があった場合というのは、今度は新しい保険をつければいいのです。そういった保険をつくっていくような新しいサービスが出てくる話であって、そうやって考えていくと、一応ちゃんとルールを明確にしていって、要するに、この議論はもう一つ考えて線引きをしていかないといけないのは、どこまで日本という国がそういったことをフルサポートしてしまうのかということも考えていかないといけないと思うのです。

これは、例えば日本人がこれから自立あるいはきっちりと一個人としてグローバルに戦っていけるような人間たちの集まりでいけるのか、いけないのかと、これは切実な問題だと思うのです。物理的な経済的自立は物すごくできたと思うのです。ただし、これはやはり小児科をもう15年もやっていると、果たして精神的に成長しているのかなと思うことが

いっぱいあるんですね。これは皆さん、今の若者ほど、私もきっとそう言われていたのではないかとショックを受けながらも見てはいるのですけれども、やはりそういったことを考えていったときに、自己責任が何なのか、あるいはそういった教育もせず、私は海外で生活して生まれ育ったこともあるので、例えば海外でヒッチハイクというのは教育上すごく厳しくしつけられるのです。何があっても、それは君の責任だよ、日本人の男の子がヨーロッパでそんなことをした日にはどうなるかなんてというのは想像できるでしょうと言われたときに、15の僕はそのとき、想像って何を想像すればいいのだろうとわからなかったんですね。でも、今、皆さんの頭では多分想像できるでしょう。

でも、そういったことが教育のしつけの中にある世界で育った人たちのシェアリングというようなビジネスができ上がってきたものと、今の日本で個人の責任を、医療をやってもそんなのですね。診てもらって当たり前、挨拶もしない方が7割というのが当たり前になっている中で、やはりそういったことを考えていかないといけないのも1つあると思うのです。

なので、恐らくその管理組合だとかそういったものでカバーできるということを、きょう、こういった議論で整理しないといけないところもきれいに線引きをしていかないといけないのではないかと思います。

○西海課長 1点だけ言い忘れたのですけれども、賃貸のほうの共同住宅の場合、今度は今の自己責任だけではわからない面がありまして、それは要するに、C to Cで誰も把握できない、全体の動きを把握できないことを把握できたほうがいい場合があります。例えば、実際にAirbnbでパリとか、サンフランシスコもそうなのですけれども、お部屋を持っている方からすれば、賃貸で誰かに借りてもらってもいいのですが、Airbnbの登場によって、旅行者に貸してもいいわけです。収入としては、泊まる方のほうが高くとれますから、部屋が埋まることが、多少、半分でも埋まれば、別に1カ月借り手が来なくても困らないので、Airbnbに出しますね。そうすると今度は何が起こるかという、人気のある町では、みんなAirbnbのほうに流れてしまって、結局、賃貸物件の賃料が物すごく上がってしまったと。

これは、最初はどうもいってよかったのですけれども、要するに、人間が全部合理的になって一番いいところに落ちればいいのですが、実はそうではなくて、みんなもうかるほうに行ってしまったもので、結果的に賃貸物件は上がって、みんな手に入らなくなってしまうということが起こるので、このC to Cのものを全く行政とか誰かが把握しないのかというのも一方であって、例えば個人個人はうまくいっていたとしても、全体で見たときに違う副作用が出たということについてのことも、少し考えないといけないのかなと思っています。

○矢作構成員 そこができるのがITだと思うのです。私もUberだとかAirbnbを使ったとき

に、相手の評価が全部見えるわけですね。日本のクオリティーはもともと高かったけれども、だんだん下がってきているのは事実で、そのバックグラウンドで私もユーザーとして評価されるわけです。これが見える。そこの基盤をどこまで見える化するかということはこの検討会で決めていくというのも、一つすごく重要なところだと思うのです。それが何もないと、単につながましたという話になると、まさに先ほどヤフオクがちょうど出ましたけれども、ただ一方的に出てきて、そのバックグラウンドで何もチェックしなくて、何かあったときにという、これは問題なのです。そこの部分はしっかりと固めないといけないので、少しヤフオクのそれと、ヤフオクも随分成り立ちが変わってきているので、裏がとれるようになってきているみたいですが、そうはいつでも、それがあつた上に乗っかってくる話にはなるのかなと思うのです。

○安念主査 そうでしょうね。自己責任と情報公開は常に裏腹でしょうね。  
原さん、どうぞ。

○原構成員 東京大学の原と申します。私の専門はサービス工学でして、製造業製品に関わるサービスや観光など、幅広く雑食のようにやっているところがあります。

その観点で申し上げますと、この検討会ですと、代理機関とシェアリングエコノミーとが個別に語られてしまいがちになってしまうところがあるかと思っています。先ほどの議論にもありました、シェアリングエコノミーが進んだ結果、経済状況がどう変わるかについてきちんと把握しなければいけないという点にもかかわってきますが、2ページ目の「ITを活用した情報の利用で変わる社会①」、これがやはり全体を表す図だと思うのです。この図では現在、既存のサービスなり生活なりが実は少し抜けていて、どちらかというところをマッチングをベースとした書き方になっています。ですが、代理機関とシェアリングエコノミーの双方を内包する、より明確な共通の全体像が一枚あって、そのうちの部分として代理機関とシェアリングエコノミーそれぞれの話題があるという構図になっているのだらうなと思っています。

5ページ目に出てくるような具体的な図、関係者間の関係だけをそれぞれの観点から取り出して見ってしまうと、どうしても議論がそこだけに集中してしましますが、代理機関とシェアリングエコノミーの互いの関係をきちんと考えた上で議論を進めるべきかと思っています。

その意味で、両者に何が共通しているのかなと少し考えたところがあります。これまでの議論の中でもプラットフォーマーという表現が何回も出てきましたが、シェアリングエコノミーにおけるプラットフォーマーと、想定している代理機関とが同じ主体となり得るかどうかによって大分議論が変わってくると思っています。

この話に関連して私が類推したのは、ウェブの検索の世界です。グーグルは昔も今も、イ

インターネット上で公開されているホームページの情報をもとにして検索エンジンをつくりました。一方で、今回のC to Cにもかかわってくる点ですが、フェイスブックというプラットフォームが登場した後では、個人間のコミュニケーションに関する莫大な情報がフェイスブックという閉じた世界の中で生成・共有されるようになりました。その結果、グーグルが対象としたインターネット上の外部公開データからだけでは人間の行動や経済状況を十分に把握できなくなったことが起きました。そうなると、個人間の経済状況や活動を、フェイスブックのようなプラットフォームの上でちゃんと理解をして、それも分析して共有していきしょうという動きになっていきます。

この話は実は、例えば先ほどの個人の購買行動の形態がB to CからC to Cに変わっていく場合も多分同じだろうと思っています。つまり、シェアリングエコノミーにおいて経済状況や国民の活動を適切に理解していく上では、プラットフォーム上に生まれる情報を適切に収集・担保しながら、先ほど前者の代理機関で議論されていたようなビッグデータによる利活用につなげていくことが重要と思っています。

これがまず1つ目の意見です。このように考えると、今回のシェアリングエコノミーの制度整備の下で、何らかの届け出をしてプラットフォームが認めることになった場合に、例えば今までのそれぞれの業法の範囲内で担保されていた報告事項、データ流通、統計情報などがきちんと担保されて、全体として一枚の全体像で見たときに、閉じた一つ一つのマッチングの世界の中その他、他の産業のかかわりなども含め、人々の経済状況や活動状況がきちんと認識できるように、ちゃんとデータを流通してもらえるかが極めて重要になってくるという理解でいます。

○安念主査　そこなのですけれども、私の頭が悪いせいで、代理機関の話とシェアリングエコノミーの話がどうも一枚の絵にすぼっとうまくおさまらないで、それぞれ重要なものだけれども、何かちょっと別の話かなみたいな気がしてしまうところがあるのです。

そこで、代理機関なのですけれども、普通、今までの感覚では、考えてみると、ビジネスを始める場合には、それに必要な情報は自分の手間で集めてこなければいけなかったわけですね。もちろん、政府というのは実は物すごい量の情報を提供していますが、別にそれは誰がどう使ったっていいし、使わなくたっていいしという種類のものですね。例えば統計であるとか、そういうもの。要するに、基本はビジネスをやる人が自分のコストで情報を集めてくるというものであったのだと思うのです。

代理機関というのは、例えば医療情報のように公共的な意味があって、マーケットメカニズムではうまく集まらないから、そこが政府を手助けするというものであるのか。それはある意味でわかりやすい代理機関です。一方、そうではなくて、今はもう少し話を広げて、例えばグーグルの場合などで言うと、余りにも強力な独占になってしまったので、もうこれを打ち破るには、新規参入者にとって情報にアクセスするのを容易にするような何かをつくらないと、もうとても破れません。そういう競争促進という意味での代理機関を

考えるのか、それとも、また全く別の機能があるのか。私の頭の中では全然それがうまく整理されていないのですけれども、原さんはどんなふうにイメージされますか。

○原構成員 今回の御質問に対して、直接の答えにはなりません、やはり医療情報の場合ですと、シェアリングエコノミーとは別で、代理機関の独立した話題として完結するのかなと感じています。

私からの先ほどの発言の中では、UberなりAirbnbのような、どちらかという、いわゆる利便性を高めるサービスでのプラットフォーマーをまず想定しておりました。これらの場合にはビッグデータの流通の可能性も大きいため、そこでは代理機関とシェアリングエコノミーの話がつながってくるという理解です。

ですので、検討会の議論を深めていくときに、代理機関に関して、どのあたりの分野を対象に重点的に話を進めていくかによって、シェアリングエコノミーの話題とのかかわりが大きく変わってくるというのが私の考えです。

○安念主査 松岡さん、どうぞ。

○松岡構成員 私も、先ほどから代理機関というもののイメージをどう持っていったらいいのかわからなかったのですが、例えば私は家族とヨーロッパに行くときは、ほとんど空き室をネット上で借りているのです。支払いもそこへクレジットでするわけです。どこの町へ行くというので検索して、それから、まじ中がいいかどうかという条件を入れていくと、出てくるわけですね。そして、間に立って、こういうふうにしてくださいという向こうの条件も来るわけです。それで、支払いも代理機関に払うという形になるのです。直接お部屋を貸しているところではないということですか。

○安念主査 ホストの人には行きません。

○松岡構成員 そうしたら、多分、代理機関になっているところは、その条件はある程度チェックしてくれていれば、評価も出るのですよ。利用した人の評価が出るので、ほとんどこのごろそういうものを利用しているのです。確かに思っていたよりうんと古いところがあり、いろいろするのですけれども、それはそれで楽しみみたいな、金額と条件が折り合えばという、それは代理機関なのかな、どうなのかなと私はちょっと。

○安念主査 今おっしゃっている代理機関は、むしろ通常の言葉で言えば、いわゆるプラットフォーマーなのだろうけれども、そのプラットフォーマーが、しかし、巨大な情報を集めるようになれば、代理機関と果たしている機能はそんなに変わらなくなる可能性は十分ありますね。 根本さん、手を挙げかけられたのですが。

○根本構成員 今の最後の点から申し上げますと、やはり代理機関の話とプラットフォームの話というのは、先ほど医療のところでも多少出ましたけれども、根源的に違う部分がありますので、ここで議論する際にはそれぞれに論点を整理するほうがいいのではないかと考えています。代理機関の場合には、まず、扱うデータとして何を扱うのでしょうかという範囲をきちんと決めたほうがいいだろうと考えております。医療のところは出ておりますけれども、この後出てきますスマートメーターのデータはどうしますかとか、先ほど購買履歴のお話も出ましたし、さまざまなデータ類、何をどこまで扱うのでしょうかと。

最後は恐らく、国や地方自治体が持っている個人情報扱いしますかというところも問いかけてくるのだらうと考えております。その後、代理機関（案）と呼ばれるものになれる人はどういう方なのでしょう、単数でしょうか、複数でしょうかという議論をしなければならぬことになりましょうし、その議論を突き詰めていくと、最後、データは誰のものでしょうかという点にも踏み込んでいかなければいけなくなってしまうと思います。そうしたことをこの検討会である程度はっきりさせるのだという気持ちで議論に取り組むべきではないかと考えています。

あと、もう一つのシェアリングエコノミーのお話なのですが、こちらについては、先ほど来、民泊の話、その他Uberの話なども含めて出ていますけれども、プラットフォームの話を中心とするのが本筋なのではないかと考えています。というのは、民泊一つとりましても、関連する業法、関連諸法令が非常に多岐にわたっていて、この場で2カ月で議論が出せるかというのを、私自身は非常に心配をしております。なおかつ、現状、既に前に進んでいる事業が多数ございまして、それを否定するような結論というのは恐らく無理ということで、その反証を上げていく作業をし出すと、業法までの改正をここで全部やるというのはまず無理だろうと考えています。

したがって、プラットフォームとして何をどこまで責任を持ってもらいましょうかとか、そこに公的な関与がどのくらいまで必要なのか、必要ではないのか、そこを整理すれば、シェアリングエコノミーのところはネットの世界のお話ですから、できるだけ自由にするのがマーケットを大きくするというのは自明の理の部分でございます。できるだけ規制は少なくする、ただし、プラットフォームの最小限の責任論をここで議論するのが方向性としてはよいのではないかと考えています。済みません、議論の方向性についてです。

○安念主査 それは私も全くそうではないかと考えていたのです。つまり、先行しているものを全否定する、犯罪的なものは別ですよ。そうではないけれども、お互いに成り立っているということは、ユーザーさんも満足しているわけだから成り立っているわけで、そういうものを今からちゃぶ台ひっくりかえすようなことはできっこないですね。だから、ある意味では追認なのです。

一方、今、根本さんがおっしゃったけれども、私も思うのですが、これは各業法を改正

してって、プチ旅館業、プチ旅行業法、プチ道路運送一般旅客何とか営業というのをつくろうという話では多分なくて、そんなことをやってもしょうがないのではないかというのが根本さんのおっしゃることですね。

○根本構成員 そうですね。実際にはそういうことをやったとしても、さらにすき間に落ちるビジネスが必ず出てきて、絶対追いつけませんので、そこは自由にして、矢作先生がおっしゃった自己責任のところのお話をきちんと位置づけたほうが早いというか、そうあるべきだろうと私は思っています。

○安念主査 一般論としては、どなたもそうお考えなのではないかと思いますがね。根本さん御自身、あるいは経済界の方だから、経済界のお立場からすると、ちょっと話が変わりますけれども、ここで言う代理機関というのは、やはりややパブリックなものであって、ビジネスオリエンテッドなものではないというようなイメージでござんになっていますか。

○根本構成員 それは両面あると今の時点は思っております。医療情報等々につきましては、これまで私自身の経験でも、データの取り扱いが極めて厳しくて、なおかつ公的な医療情報とプライベートな医療情報の部分を融合させることがほぼ禁止に近い形になっていますので、これはなかなか難しいのだろうなと思っています。もちろん、個々人の同意があれば何でもできる話なのですけれども。ですから、その部分は相当程度に、権力構造という言葉が正しいのかどうかわかりませんが、正しい権限を与えるような形の代理機関にしないと難しいだろうなと思っています。

ただ、他方で、先ほど来出ている購買履歴、あるいは検索履歴等々につきましては、相応のコストをそれぞれかけながら、膨大なデータを収集し終えている事業者というのが現存することも事実でございまして、そのビジネスそのものを、これから否定しますよという結論は出せないということなのだろうと思います。そういう方々にも、代理機関と呼ぶのかどうかはこの後の議論だと思っておりますが、もしそういう方向に行くのだとすれば、どういうビヘイビアをしていただくかということについての規律の問題を少し討議して、代理機関と呼ばれる者になるためにはこういうことが必要ですという枠組みを提示してあげればいいのかなど。それがパブリックであるか、プライベートであるかは、余り関係がないのではないかと思っております。

○安念主査 森さん、どうぞ。

○森構成員 今、根本さんのおっしゃったことは、いずれも全くそのとおりでないとはいえませんが、特に代理機関のほうであれば、まずは情報を決めたほうがいいのではないかと、これは全くそのとおりでして、先ほどの矢作先生のお話との関係でも申し上げましたけれども、



代理機関みたいなものをつくることの必要性がそもそも違うと思います。社会的に合意が得られるかどうかということがかなり違うだろうと思いますし、何でもかんでもやるのだということになると、通るものも通らないのかなと思いますので、そこはやはり必要性の高いものからではないかと思いますし、ちょっとその逆の考え方。これまでやって、相応のコストをかけて集めたのだから、ほかのやつらにバイパスをコストゼロでというのはずるいじゃないかという話も一方でありますけれども、他方で、コストをかけて集めたとはいいいながら、結構ぎりぎりなところといいますか、結構グレーな感じになっている部分というのはあるわけですし、例えばフェイスブックは、ほとんど広告ネットワークに近いような情報収集をしていますけれども、広告ネットワークと違って個人情報になっています。どこの誰のものかということがわかっています。その場合には、やはりその情報の一部分を切り出して、匿名化して、ウェブの閲覧履歴だけ何かの目的で第三者に提供するということであっても、それは個人情報保護法の適用がありますので、逆に、ほかの俺たちも負けちゃいけないからやるんだという話なのか、むしろフェイスブックにも正面から法を適用していくべきではないか。

話の方向性としては、やはり個人情報の保護という観点からは、日本でサービスを提供する海外の事業者にもしっかり適用しましょうということに法改正をしてなったわけですので、みんなで一緒にやろうぜという話ではないということも一方でありますね。そういう意味でも、利用情報、取り扱う情報というのは限定したほうがいいだろうと思います。

○安念主査 どの道、個人情報の保護というのはここでの議論の総裏街道みたいなもので、それを議論しないで成果を得るということはおよそできないわけですが、ここでの議論の前提は一応こういことですか。つまり、今の個人情報保護法の小さい手直しはあり得るにしても、大筋においては、それを前提として、これらの新しいサービスであるとか代理機関を考えます。つまり、基本的には本人の同意がない限りは、個人識別可能性を消さないで自由な流通はできない。それが恐らく基本的な考え方だろうと思うのですが、そういう前提で話を進めていくということになりますかね。

○森構成員 そうですね。公共的な観点からどうしても規制緩和が必要だというものの以外は、今の法律の枠組みの中でということだと思います。

○安念主査 そこは一応の前提としての整理になるのでしょうかね。わかりました。

どうぞ、どんな論点でも結構です。傍聴の方でもどうぞ。

松岡さんに伺いたいのは、松岡さん御自身がヨーロッパにいらした話はまたゆっくり伺うとして、どうもシェアリングエコノミーにしても、代理機関にしても、これはいよいよ消費者団体というか、消費者保護の本格的な出番ではないかという気がするのです。というのは、日本では消費者保護という考え方が後発だったこともあって、今までの消費者運

動で、しばしば、常にとは全然申しませんが、しばしば、政府に対して業者への規制を強化するように働きかけるという姿勢が割に強かったように私は思うのですが、ここに来てどうなのでしょう。消費者自身の自己責任というのが強調されればされるほど、消費者団体の役割は大きくなると思うのですけれども、そういう方向での対応というか心構えはどうなっているのですか。

○松岡構成員 なかなか難しい御意見で、消費者庁あたりが盛んに言っています消費者市民社会、選択できる消費者を育てるとというのが、ヨーロッパの考え方なのですけれども、そのための消費者教育が重要だという考え方は当然あるわけです。それは消費者団体自体もそう思っているわけですね。ですから、自分たちからも情報発信は随分努力しているところですよ。だけれども、何といたってもやはり規制緩和は好きじゃないですね。

○安念主査 好きじゃないですよ。消費者の選択肢をふやすのだから、規制改革はいいじゃないかといつも思うのだけれども、大体お叱りを賜ってしまって、がっかりしたことが私も多いのですよ。

○松岡構成員 その先の状況のイメージがなかなか描きにくいのですね。だから、どうしても安全なほうにシフトをしていった結果が、それこそ旅館業法のようなものになっているのだと思うのです。心配だ心配だというのはたくさんありますから、この結果はこうなるというものができていいと思います。消費者だって、このITの世界なんかは大いに利用しているわけですから、心配ばかりしているわけでもないと思うのです。だけれども、規制改革というのはとにかくどうなるんだろうとやはり思っていますね。だから、歯どめの説明というのは大事だと思うのです。

○安念主査 そうでしょうね。こういう議論だと、割り切った言い方をすれば、何も民泊に泊まれと言っているわけではない、今まであるものから横に対して選択肢をふやしただけなのです。だから、安心・安全をとにかくお金で買いたいという人は当然いるわけだから、その人はホテルオークラとかそういうところに泊まればいいでしょう、嫌なら泊まらなければいいのですよという、ある意味で非常に割り切った説明を私はずっとしてきて、しかし、通用しないんだなというのがようやくわかってきたころなのです。やはりこの手の説明は余り受けませんか。

○松岡構成員 選択肢がいろいろあるということなら、それはそれでいいと思うのです。選択肢がなく、全部取っ払われたときの不安というのがあるわけです。

○安念主査 それはもちろん、それは当たり前ですね。

どうぞ。

○森構成員 実は弁護士会も規制改革には全般的に反対するのですけれども。

○安念主査 もちろんそうです。私も森さんも会員だけれども、そのとおりです。

○森構成員 反対するのですが、なぜかという、やはり弁護士は弱者を代弁しなければいけないです。誰を代弁するかといいますと、釈迦に説法とはこのことですが、消費者と未成年者と被疑者、被告人を代弁します。そのときに、代弁して、消費者はこうなのだから、こうじゃないといけない、未成年者はこうなのだから、こうじゃないといけないと言っているときの消費者像とか未成年者像というのは、すごく古典的というか、消費者の自己責任などといっても弁護士会は理解してくれません。

そういう前提で申し上げれば、やはり選択肢とかが提供されていても、それは選択できないこともあるわけですから、そこは押しなべて重規制で安全なようにしていただかないといけません。どこもかしこも安全に歩けるようになっていないと一歩も踏み出せないという角度から議論することになりますので、一方にはそういう人たちがいるということを前提にお考えいただく。具体的にはどうかといいますと、C to Cでサービスを提供させたときに、これまではC to Cはだめでしたよと、Bになるに当たって規制がありましたよというときに、C to Cでオーケーにするに当たっては、シェアリングエコノミーに一定程度、代替措置を考えていただいて、その議論を突破するということにもなるかなと思いますし、それは今回、業界横断で横串を通した枠組みをつくる、まさにそれは根本さんのおっしゃることに賛成ですけれども、やはりそこにおいては、個々の事業について一つ一つ判断していかないといけない面もあるのかなと思います。

○安念主査 残るでしょうね。そうなのだよな。

どうぞ。

○根本構成員 今の点なのですけれども、ビジネスというか、利活用の幅を広げていくといった場合に、当然これまで行われてきた業法の世界のものは、それはそれとして当然残るお話で、安念先生がおっしゃる広げる分野の話のところ、消費者側には当然これまでの業法の世界のサービスを利用するという選択肢は残ったままのお話になるわけですね。ですから、さらに広げるときに、新しいところに業法の規制をかけたら、もう恐らくこれはだめでしょうということは、これもまた自明の理だと。

では、今、先生がおっしゃったように、プラットフォームに何とかしてもらおうかという、これもやり過ぎると誰もやらなくなるし、今プラットフォームになっている人たちに全員出ていけということにもなりかねない危険がありますので、ここはやはり、事

前から事後へという世界をやはり徹底するしかないだろうと私は思っております。

○安念主査 シェアエコではですかね。

○根本構成員 シェアエコではですね。

それから、個人情報のお話、代理機関のお話につきましては、これまた個々のデータのお話については、マルチステークホルダーマネジメントの手法が相当程度取り入れられるような仕組みになってきていると私自身は理解をしておりますので、それぞれの業種業態、あるいは個々のデータの特性によって関連する消費者まで含めた皆さんの意見が相当程度反映されるシステムは出てきています。ただ、残念ながら、行政側のデータと民間が持っているデータについては完全に二分割された統治体系になっていますから、この部分のマージが非常に難しいということが一つあるのだらうと思っています。

やはり最後は、一番効果が出るのは医療情報であることは間違いのないところなのです。私自身も何年もいろいろな地方において、カルテデータの融合とかに取り組んだことがあります。残念ながら地元の医師会の御同意を得られなくて、全て頓挫いたしました。これは現実なのですけれども、ただ、こういう代理機関を立てることによって、そういうプロジェクトが動き出す形になれば、日本の経済情勢あるいは地方の健康状態の増進というようなことにとって非常に大きな意義のあることですので、ぜひこの方向に進んでほしいなと思っています。

○安念主査 個々の医師と医師会は違うし、個々の弁護士と日弁連は違いますしね。なかなか難しいところがありますね。

私は、被疑者は守ってやらなければいけないというのは当然だと思うのです。国家権力のほうが余りにも強いですから。でも、消費者というのはさまざまだから、被疑者を守るという守り方と、消費者を守る守り方は、おのずからモードというか、作法というか、違っていたほうがいいですね。私は消費者を保護してはいけないなんて全然思わなくて、もちろん保護しなければいけないのだけれども、ちょっと被疑者とは違うかもと。

○森構成員 それはおっしゃるとおりだと思います。やはり全部の道が、全ての目前に開けた道が石ころ一つ落ちていない安全なものでないとだめというのは、やはりそれは社会全体にとってのいいリソースの配分ではないので、ラフなところも、きれいなところもありますよと。あなたの行くのはこのようにラフですよという情報提供ができていればいいのではないですかということではいけないと思いますね。

○安念主査 医療情報について言えば、代理機関を割に構築しやすいとか、正式に構築しやすいかどうかという意味ではなくて、イメージしやすい。というのは、恐らく情報

を提供する側の個人あるいは患者さんも、やはり行く行くは自分にベネフィットが返ってくるだろうという期待があるからでしょうね。そういう点ではやりやすいので、とりあえずは医療情報の代理機関というものをイメージしながら仕組みづくりを考えていって、おいおいもう少し官民情報マージとか、それからビジネスオリエンテッドなものとかいうのもイメージしていくという作業のやり方もあるかもしれないですね。わかりやすいものからとりあえず考えていくのがいいかと思います。それに限定する必要はもちろん全然ないのだけれども、余り何もないと雲をつかむような話になってしまうから、まずは具体的にわかりやすいところから考え始めるというのもいいかなという気はいたしますね。

それと、これも既に何人もの方から御指摘をいただいたことですが、新しいシェアエコ系のビジネスというのは、今までのヤフオク系の仲介そのものの機能がいったものと何が違うかというところ、既にお話があったように、ユーザーの負うリスクが大きい小さいかということと、もう一つは、いわゆる経済学者の言うところの外部不経済ですね。当事者同士でない第三者に御迷惑をおかけする可能性が出てくる。例えば、KitchHikeさんがそうだという意味では全然ないけれども、飲食であれば、ひょっとすると食中毒をばらまいてしまうかもしれないといったような外部不経済があって、これが多分、最大の懸念の一つだろうと思うのですけれども、これはどうですかね。プラットフォーマーを規制する、あるいは義務を課することによって、相当程度は解決できますかね。どういうふうに思われますか。

○森構成員 私は、個人的には解決できるのではないかと思います。物によるということはもちろんあると思うのですが、例えばこれまであったソーシャルレンディングなどにしても、重規制分野ですし、個人の投資家ですから、適格機関投資家みたいなものではないので、これはしっかり保護しないとイケないのですけれども、そこはきちんとプラットフォーマーが投資対象の審査をし、金商法に定められた情報提供をし、うまく匿名組合という仕組みを使って利益分配をできていますので、基本的にはこれまでB to Cでやっていた、これまで旅館業法のもとでやっていたようなサービスの提供を、これからのCのプロバイダーにさせることをプラットフォーマーの義務にすれば、かなり置きかえられると思いますし、しかも、プラットフォーマーは従来の個々のビジネスのプロバイダーよりもディープポケットのことのほうが多いので、そんなにいきなり消費者の保護に欠けるということにはならないのではないかと。

○安念主査 どうぞ。

○根本構成員 感覚が少し違うのかもしれませんが、プラットフォーマーにこれまでの業法上の責任のようなものをかけるとなると、プラットフォーマーになる人がいなくなってしまう可能性のほうが大きくないでしょうかという問いかけを1つさせていただきたいの

と、例えば本当に責任をとるだろうかというのは、非常に私自身懐疑的なのです。やはりネット上の世界は、プラットフォームは場所の提供だけですから、そこはやはり何らかの資格なり、私は信用できる人ですよという人が貸し側にも登録をします。その私は信用できる人間ですと登録されているプラットフォーム上の情報を見て、消費者側は、それに認証された人なら買ってみようかということを行います。それは利用者のランクづけでも構わないですし、公的な証明でも何でも構わないとは思いますが、そういうマーケットのやりとりに帰着させるのが、ネット上ということであれば一番正しい方向なのではないかと思います。でないと、ビジネスというか、この分野の成長がとまってしまうのではないかということ懸念します。

○安念主査 森さん、どうぞ。

○森構成員 それは、今までB to CでやっていたものをC to C、Uber型とかAirbnb型みたいにするのは難しいということではなくて、そういうことをするに当たって、これまでビジネスだったプロバイダーがやっていた規制をプラットフォームに代替させるのは度が過ぎるのではないかという御趣旨ですか。

○根本構成員 そのプラットフォームと呼んでいるもののレベル感が全く違って、実はライン上で勝手に取引してしまうところから、本当に大きなシステムを組むところまで、そのレベル感が、ここもまたプラットフォームもさまざまですので、そこに一律にプラットフォームに責任をと言ってしまうと大変だなと思っているところなのです。

○矢作構成員 まさに実は私、それを今、申し上げようと思ったのです。まず前提として、今回こういったことを検討するに当たって、日本のITが世界に名だたるものになっていくということを期待してのことなのかどうか、多分これが一つのキーワードだったと思うのです。実はもう、最初に私、ここに書かせていただいたのが、先ほど情報の種別だとかの話とともに、プラットフォームというキーワードを出してくると、私は基盤というキーワードを出しましたけれども、多分、生活のレベル分けみたいなことをしたほうがいいと思うのです。例えば救命だとか災害に対して、これは代理機関を含めて、あるいはこういったプラットフォームができれば、これは便利だから誰でも乗っかってくると思うのです。これは非常にわかりやすいと思うのです。ところが、Uberみたいなものは、みんなが使うかといったら、使わないかもしれないというイメージを持たれます。多分それは、タクシー利用者たちはそう思うかもしれませんが、地方に行って御近所さんのお使いがあったら、やっぱり使うよねという話になると思うのです。なので、持っているイメージが似ているようで全然違うのです。

なので、冒頭に申し上げたように、ITとか情報と言うとまるっと一緒にされてしまうの

で、プラットフォームというキーワードも見えにくくなっていると思うのです。なので、まさにどのように分けをしていくのかでしょうか。どこまではこの分野、それがどうなったらどうなるというところまでクリアにしていけないといけないでしょう。Uberにしても、KitchHikeにしても、あれはみんな仲間内でスタートしているのですね。うちは金もあるし、こんなに車もあるから、じゃ、おまえ使っていけよというところから始まっていて、たまたまその創業のメンバーに私の友達もいて、話をすると、それが普通にスタートしていた。単にシステムをつくって共有しようよと、それが100人から始まって、それが一気に広まったことを考えると、そこはちょっと線引きしたほうがいいのかと思うのです。

○安念主査 どうぞ。

○長田課長 厚生労働省の長田ですけれども、ちょっと確認的な意味合いも含めて発言をさせていただければと思います。民泊で言いますと、人を泊める行為ということ全体を通じてのリスクにどう対応していくかという問題と、こういった仲介業者を介してやりとりすることによって、例えば情報の非対称性だとか、そこに固有の課題というのが恐らくあるのだらうと思います。

私の理解するところでは、ここでの議論は、そういう仲介というようなところにおいて、先ほど来の言葉で言えばプラットフォームに対してどういったものを求めていくかということを通的に御整理いただく場なのかなと思っておりまして、それ自体は、我々もそこは検討課題として考えないといけない部分でしたので、この場でそうした全体的な共通的なものを定める議論をしていただければ非常にありがたいのですけれども、そのことと各業法をどうするかというのは一応別問題で、そこで、例えばこのプラットフォームにこういう役割を担っていただけるのであれば、業法上こうやっていた部分は、例えばこういうふうに変えられるかもしれないということはあるかもしれませんが、業法そのものをどう議論するかというのは、それぞれの所管省庁が責任を持って考えることである、これは私どもだけではなくて、ほかに建築基準法ですとか、消防法なども絡んできますので、そのように理解をさせていただいております。

○安念主査 それはそうでしょう。どれだけAirbnb的なビジネスが出たからといって、シティホテルがなくなるなんて考えられないですよ。だから、要は今までの箱を前提とした規制というのはどうしても残るし、今の業法を根本的に変えるなどというのは、むしろコストのほうが高過ぎて、ベネフィットがそうでないだらうという気が直感的にいたしますね。 どうぞ。

○森構成員 全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、そうだといたしますと、やはりある種の均衡論みたいなものがあって、余り規制のないC to Cプラットフォームとホテ

ルであったり、タクシー会社であったりということの間の均衡というか、競争ということはあるかもしれません。

○安念主査 あるでしょうね。競争条件の一種のフェアネスといったものは当然あるでしょう。それは安全とか衛生とかに投資しなくていい人と、非常に厳しく規制されている人との間でフェアなコンペティションは成り立たないから、それをどう考えていくのかというのは当然問題となると思いますね。

さて、大分時間も過ぎてまいりましたが、大体こういう議論が出るだろうなというのもあり、なるほどなというのもあって、いろいろでした。もう既に第1回から相当白熱していただきまして、本当にありがとうございました。

代理機関については、やはり医療を中心として、とりあえず構築できそうなものを念頭に置きつつ、どこまでそれを広げられるかということを考えていったらいいのではないかなというのが大体の方向だったように思います。

それから、シェアエコにつきましては、プラットフォーマーに何かの、これを規制と書いていいのかさえよくわからないですけれども、何か期待するところが出てくるのは当然ですけれども、その周辺に、やはり自己責任の問題であるとか、情報公開の問題であるとかがある。業法型の言うなればスペック規制を横に持つてくるというのは多分知恵のない話で、そういうことでは動かないだろうというのは、恐らく大方の方がお考えなのではないかと思います。プラットフォーマーという概念自体が問題だという御指摘もいただいたわけですが、仮にプラットフォーマーという言葉を使うにしても、そこに期待されるものは、プラットフォーマーの種類によっても違って来るだろうし、やはり従来型の規制というものから離れて新しい知恵を出していかなければいけないということは、きょうわかりました。既にわかっていたのかもしれないけれども、改めてわかったなという気がいたします。どうもありがとうございました。

引き続き、問題点をまた事務局に整理していただいて、議論を発展させていけたらと思います。本当に活発に御議論いただいてありがとうございました。

それでは、そろそろ時間になってしまったのですが、遠藤CIOから一言御発言をいただけますでしょうか。

○遠藤政府CIO 大変活発な議論で、大変よかったなと思いました。

ここの紙にも書かれていましたし、皆さんのいろいろなやりとりの中で大体整理ができてきた部分が一部あります。それを私なりにちょっと確認しておきますと、この紙にも書いてありますけれども、シェアリングエコノミーだけの話をしているわけではなくて、まずそれを一つのきっかけにして、遊休になっているような社会的な資産とか、情報とか、これをお互いに何とか工夫して使おうじゃないかという、それによって安心・安全とか、社会をもっとよくするとかいう方向への一つの道が見つかるのではないかという期待のも



とにやろうと。

それからもう一つは、私はこの仮称代理機関、プラットフォームでもいいのですけれども、ヤフーでも楽天でも最近書いてあるのは、オークションなどをやると、この出品者はどうも評判がよくないというふうに、要するに、プラットフォーマーが言っているわけではないのですよ。そういうのが多いと、この人のものは余り信用してはいけないと言っているのと同じですね。それから、このコンシューマーというか、いろいろ意見を言う人は、ほかでも同じようなことを何回も言っていると、そんなことを示していますね。ですから、これはある程度積み重ねてきたから、データが積み重なって、そういうことが示せるようになってきたということで、最初にできたときにそんなデータはないわけですから、読んだ人はとても、これが本当なのか本当でないのか不安でいるわけですが、だんだんそれが積み重なってくると、取捨選択ができる程度できるということで、これは早く始めたほうがいいケースもあるなど。要するに、積み重ねることが非常に重要であると感じました。

いろいろ意見が出ましたけれども、何しろこれは全面的に何とかやろうというのをいきなり考えているわけではなくて、禁じられていることを一部緩和すると、何かおもしろいことが起こってくるのではないかということ早く確かめたらいいのではないかと思います。それから、緩和したからといって、そちらで全部やれと言っているわけではないので、その辺は、先ほどのプラットフォーマーないしは代理機関のところにとまってきたデータの活用をその人たちが上手にやってくれるのとあわせながらやっていくと、自分の判断だけではなくて、周りのいろいろな人の意見も参考にしながら取捨選択ができるようになります。こういうふうになってくるとおもしろいなという感じがいたしました。

いずれにせよ、私、見ず知らずの人とネット上で何か取引をするということは、一番怖いのは、現物取引でやっている場合は、何をやっても、その取引分だけがリスクなのですね。ところが、離れて何もわからないと、身体とか自分の財産に対してどこまでリスクが及ぶのかよくわかりません。何かごちゃごちゃいろいろとか書いてあると、いつの間にか、そこまではあつと広がってしまうと大変なことになるという漠然とした不安がどうしてもつきまとうということではないかと思いますね。

そんなことが非常に、区分所有などの場合の何かが出たときは、それがすごく大きいと思うのです。ですから、ぜひ今後、これからの社会における新しい経済活動のルールをつくっていくのだというようなことで、いきなり市場に新製品をどんと出すよりも、開発をするのだと、そして、その開発の結果をフィードバックしながら本当の商品にしていくというような形でぜひやっていければ、いろいろな方の納得も得やすいのではないかと思います。

ですから、各省庁も、今の法律だとこうなっていますと言われると、何か反対しているなど、こういうふうには受け取られがちなので、その辺は、言わなければいけないのだけれども、上手に言っていきたいなと思います。

私は、霞が関に入って3年ぐらいなのですがけれども、結局、粘り強くいかないと変わらないということでありまして、これはちょっと違うことなのですが、御存じの方もいらっしゃると思いますが、世界最先端IT国家創造宣言というものを平成25年につくって、そのときに、政府のそういうものには珍しく、ずばりと具体的な目標の数字を幾つか入れているのです。その中に、情報システムの運用費を3割削減するというのが出て、それは数字で言いますと年間1,200億円ぐらいに当たるのです。最初にそれを言ったときには、ばかかと、要するに、みんなそういう顔をされました。いや、頑張ろうよと。進展してきていますから、毎月ずっと集計しているのですが、きのう現在で1,037億円まで来ました。

そのほかに、要するにテンポラリーに発生するいろいろなものがある、それは入れていませんけれども、そういうものが見つかっていろいろ手を打っているのですが、例えばマイナンバーカード、これはもうそろそろ皆さん申請をする準備になっている方もいらっしゃると思うのですが、あれはもともと単価が1,000円ちょっとだったのです。あるところの責任部門が一応このぐらいかなと。それをがちゃがちゃやって、700円弱にしたのです。1億2,600万ですから、最初の方だけでも380億円違うのですよ。そこまでいくのに何回も何回も複数の業者といろいろなやりとりをしながら、要するに、何かを変えたいというのは、一日でスイッチをぱちっと切りかえるようにいかないということをお願いしたい。要するに、こうやっていろいろなこととお話しして、こういう難関もあります、こういうメリットも先に見えています。これをうまく組み合わせながら、よい結論を出すように徐々に進めていくというつもりです。

ですから、先ほど年末までにどうのこうのというのがありましたけれども、あれは一応頭に置いておいていただくとして、そんなことで結論が出せるなんてとても思っておりません。ですから、ここで道筋をつけていただいて、その後、皆さんとそのままいくか、あるいはメンバーを少しずつ入れかえながらいくかということはあると思いますけれども、ぜひ物事は、成功の秘訣は、成功するまで続けると、これが秘訣でございますので、途中で諦めてはいけないので、ぜひいろいろな形での御協力とリーダーシップの発揮をよろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと長くなりまして、済みません。

○安念主査 とんでもない。ありがとうございました。

以上で本日の会合は閉会をさせていただきます。なお、本日の資料及び議事要旨につきましては、ホームページで公表させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次回につきましては、11月上旬の開催を予定しておりますが、改めて事務局より御連絡をさせていただきます。

本日は本当に熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

事務局から何か事務連絡はいいですか。

○犬童参事官 特にありません。

○安念主査 どうもありがとうございました。